

議案第33号

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年 3月27日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率を定めるほか、所要の改正をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区介護保険条例の一部を改正する条例

葛飾区介護保険条例（平成12年葛飾区条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第4章 特別給付（第9条）」を「第4章 削除」に改める。

第4章を次のように改める。

第4章 削除

第9条 削除

第10条中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第1号中「2万7,972円」を「3万2,292円」に改め、同条第2号中「2万7,972円」を「4万3,056円」に改め、同条第3号中「3万8,850円」を「5万3,820円」に改め、同条第4号中「6万2,160円」を「6万4,584円」に改め、同条第13号中「16万7,832円」を「25万1,160円」に改め、同号を同条第15号とし、同号の前に次の1号を加える。

⑭ 次のいずれかに該当する者 22万9,632円

ア 合計所得金額が2,500万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号に定める保険料の額を課されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（⑭）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第10条第12号中「16万1,616円」を「20万8,104円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同条第13号とし、同条第11号中「15万5,400円」を「19万164円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第14号イ」

に改め、同号を同条第12号とし、同条第10号中「14万9,184円」を「17万2,224円」に改め、同号イ中「又は第12号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第11号とし、同条第9号中「12万7,428円」を「14万7,108円」に改め、同号イ中「第11号イ又は第12号イ」を「第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第10号とし、同条第8号中「9万9,456円」を「11万4,816円」に改め、同号イ中「第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第9号とし、同条第7号中「9万3,240円」を「10万7,640円」に改め、同号イ中「第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号中「7万7,700円」を「8万9,700円」に改め、同号イ中「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第7号とし、同条第5号中「6万8,376円」を「7万8,936円」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同号を同条第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

⑤ 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万1,760円

第10条に次の1項を加える。

2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率として定める額は、同号の規定にかかわらず、2万8,704円とする。

第13条第3項中「ハ」を「ニ」に、「若しくは第4号ロ」を「、第4号ロ若しくは第5号ロ」に、「第10条第5号イ、第6号イ」を「第10条第6号イ」に、「若しくは第12号イ」を「、第12号イ、第13号イ若しくは第14号イ」に、「から第4号」を「から第5号」に、「第5号から第12号」を「第6号から第14号」に改める。

付則に次の1条を加える。

(介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置)

第4条 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律

(平成26年法律第83号) 附則第14条第1項に規定する条例で定める日は、平成28年3月31日とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第10条に1項を加える改正規定及び付則第3項の規定は、葛飾区規則で定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第1項及び第13条第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第10条第2項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、適用しない。
- 4 この条例の施行の前に行われた改正前の第9条第2項の随時訪問介護支援サービスに係る同項の規定による随時訪問介護支援サービス費の支給については、なお従前の例による。

(保険料率の特例)

- 5 介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第39条第1項第1号イに該当する第1号被保険者に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率として定める額は、改正後の第10条の規定にかかわらず、1万7,520円とする。